

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局環境学習課		093-582-2784			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度「北九州市環境首都検定」Web検定業務	株式会社ぐるり	1,463,000	令和5年4月1日	株式会社ぐるりは、令和3年度「北九州市環境首都検定」Web検定業務の初回実施時に、Web受検のシステム・データベースを独自に作成した。本システムを作成した株式会社ぐるり以外では環境首都検定でのWeb受検実施に関し、責任区分が不明確になり、トラブル発生時の原因究明・対応が困難になる恐れがあるため、令和4年度以降は当該業者と契約をするもの。	自治法 施行令 第6号	1,507,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局グリーン成長推進課		093-582-2286			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
福岡県水素拠点形成支援業務委託	株式会社 野村総合研究所	19,998,000	令和5年8月8日	水素拠点形成に向け、国の政策や技術開発動向、他地域事例や本市の特徴等を踏まえ、国の支援制度への応募を見据えた具体的な計画の検討を行うには、高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験が必要とする。 上記のことから本市が仕様を決定するよりも優れた結果が期待できるため公募型プロポーザルを採用した。その結果最も優れていた株式会社野村総合研究所と随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	19,998,220	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局再生可能エネルギー導入推進課		093-582-2238			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金過年度報告書内容確認等業務委託	北九州商工会議所	1,387,980	令和5年4月28日	北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業は、補助対象者の電力の脱炭素化を図り、環境に配慮しつつ中小企業の競争力を高めることを目的として、自家消費型太陽光発電設備、省エネ設備、電気自動車及び充電電器等の設置に係る費用の一部を補助する事業である。 また、要件として、設備等の設置工事の施工者を市内事業者に限定し、市内の電気設備・空調設備等の事業者の受注拡大、地域産業の活性化に貢献することも併せて目的としている。 北九州商工会議所は、 ・会員企業約8400社を擁し、メールマガジン配信先数約3800件（月2回）、会報配布数約8750部（月1回）などの市内企業への幅広いPRネットワークを有していることに加え、建築・設備設計・電気・空調など多岐にわたる関係団体との連携、協力を得るネットワークも有している。 ・商工会議所は、法律（商工会議所法）に基づいて設立された地域総合経済団体であり、法律により、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行うことが禁止されている。 このような市内企業への幅広いネットワーク、公平性を保持した団体は他にはないことから、北九州商工会議所に対し、特命するもの。	自治法 施行令 第2号	1,398,980	
「北九州市風力発電人材育成連絡会」に係る個別協議支援業務	公益財団法人北九州活性化協議会	999,372	令和5年5月26日	「北九州市風力発電人材育成連絡会」は、市内の風力発電関連企業に対する学生の関心を高めるとともに地元への就職を後押しするために、市内の風力発電関連企業と教育機関、市が連携した取組を行うものである。 本業務は、市内の風力発電関連企業や教育機関の個別の事情に応じて個別組合せを形成するとともに、学生の関心を高め企業の人材確保に向けた個別打合せの方針を検討するものであり、市内風力発電関連企業と教育機関の事情に精通するとともに、個別打合せに関する豊富な経験を有することが必要である。 公益財団法人北九州活性化協議会は、市内企業と教育機関の個別の事情に応じたインターンシップの実施など、産学官連携による人材育成事業に取り組んでおり、上記のような知見、経験を有する唯一の事業者である。	自治法 施行令 第2号	1,101,991	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先	環境局再生可能エネルギー導入推進課	093-582-2238
-----------	-------------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
「高校向け洋上風力発電研修」運営補助業務	一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	3,814,607	令和5年6月1日	「高校向け洋上風力発電研修」は、市内の高校生を対象として、北九州市の環境や風力発電を中心とした再生可能エネルギーについて学習を行うとともに、風力発電関連企業の訪問を通して、風力発電関連産業への関心を高めることを目的に実施するものである。 同研修で訪問する北九州市エコタウンセンター及び次世代エネルギーパークには、北九州市の環境への取組や再生可能エネルギーに関する資料が展示されており、同施設を見学し説明を受けることで効率的に研修目的を達成することができる。 上記を実施できる事業者は、同センターの指定管理者であり北九州市エコタウンセンター及び次世代エネルギーパークを熟知している一般社団法人北九州エコタウンネットワークのみである。 よって、本業務について一般社団法人北九州エコタウンネットワークに特命で委託するもの。	自治法 施行令 第2号	3,949,000	
中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金申請書内容確認等業務委託	北九州商工会議所	3,568,950	令和5年7月11日	北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業は、補助対象者の電力の脱炭素化を図り、環境に配慮しつつ中小企業の競争力を高めることを目的として、自家消費型太陽光発電設備、省エネ設備、電気自動車及び充放電器等の設置に係る費用の一部を補助する事業である。 また、要件として、設備等の設置工事の施工者を市内事業者に限定し、市内の電気設備・空調設備等の事業者の受注拡大、地域産業の活性化に貢献することも併せて目的としている。 北九州商工会議所は、 ・会員企業約8400社を擁し、メールマガジン配信先数約3800件（月2回）、会報配布数約8750部（月1回）などの市内企業への幅広いPRネットワークを有していることに加え、建築・設備設計・電気・空調など多岐にわたる関係団体との連携、協力を得るネットワークも有している。 ・商工会議所は、法律（商工会議所法）に基づいて設立された地域総合経済団体であり、法律により、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行うことが禁止されている。 このような市内企業への幅広いネットワーク、公平性を保持した団体は他にはないことから、北九州商工会議所に対し、特命するもの。	自治法 施行令 第2号	3,579,950	

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局再生可能エネルギー導入推進課		093-582-2238			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
「北九州市風力発電人材育成連絡会」に係る運営補助業務	公益財団法人北九州活性化協議会	4,011,348	令和5年7月13日	「北九州市風力発電人材育成連絡会」は、市内の風力発電関連企業に対する学生の関心を高めるとともに地元への就職を後押しするために、市内の風力発電関連企業と教育機関、市が連携した取組を行うものである。 本業務は、令和5年5月に「北九州市風力発電人材育成連絡会」に係る個別協議支援業務委託契約(受注者:公益財団法人北九州活性化協議会)において実施した調査票の結果をもとに、市内の風力発電関連企業や教育機関の個別の事情に応じて、打合せの実施や支援の検討を行うものであり、市内風力発電関連企業と教育機関の事情に精通するとともに、個別打合せに関する豊富な経験を有することが必要である。 公益財団法人北九州活性化協議会は、市内企業と教育機関の個別の事情に応じたインターンシップの実施など、産学官連携による人材育成事業に取り組んでおり、上記のような知見、経験を有する唯一の事業者である。	自治法 施行令 第2号	4,081,088	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局環境イノベーション支援課		093-582-2630			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
蓄電池リユース・リサイクル事業化調査業務委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	3,999,930	令和5年8月17日	本市エコタウンを中心とした蓄電池のリユース及びリサイクルシステムの構築を図るため、国の政策や関連企業の技術開発動向及び本市エコタウン企業等の特徴を踏まえた具体的な拠点モデルの検討を行うためには、高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験が必要とする。 上記のことから、本市が仕様を決定するよりも優れた成果が期待できるため、「公募型プロポーザル方式」を採用した。その結果、最も優れていた株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	4,000,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

※契約締結日の訂正
（令和6年7月11日訂正）

契約担当課・連絡先		環境局環境国際戦略課		093-662-4020			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
令和5年度タイ王国ウボン ラチャタニ県における都市 ごみの適正管理支援業務	公益財団法人北九州国際技 術協力協会	3,167,356	2023年8月17日 2023年8月22日	本業務は、タイ王国ウボンラチャタニ県を対象とした、廃プラスチックを含む都市ごみの適正管理推進事業のうち、プロジェクトマネジメント、ウボンラチャタニ県内における廃棄物管理の調査及び現地への専門家派遣を委託するものである。 本業務の遂行にあたっては、一般的な廃棄物管理に関する知見だけでなく、北九州市の廃棄物管理やリサイクル技術に関する深い知見、海外への技術移転に関するノウハウを有していることが求められ、条件を満たすのは、北九州地域に蓄積されてきた産業技術に関する知見を豊富に有しており、その知見を活かし数多くの国際協力や技術協力を行ってきた実績がある公益財団法人北九州国際技術協力機構（KITA）の他になく、他の参加者の有無を確認する公募手続きでも参加者はなかったことから、KITAへ委託するものである。	自治法 施行令 第2号	3,458,752	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局環境監視課		093-582-2290			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度窒素酸化物等有害物質測定業務	環境テクノス株式会社	2,464,000	令和5年8月31日	指名競争入札を行ったが落札者がなかったため。	自治法施行令第8号	非公表（指名競争入札で、継続性があり、かつ対象業者が極めて少数で以後の入札において十分な競争原理が働かないおそれがある）	
令和5年度環境監視情報システム更新業務	ミシマ・オーエー・システム株式会社	3,251,600	令和5年9月14日	本業務は、市の共通基盤システムが更新されることに伴い、同システム上で運用している「環境監視情報システム」のデータベースソフトウェア及びサーバーを更新するものである。 環境監視情報システムは、環境法令に基づき企業から届出・許可申請された発生源情報を管理し、立入検査カルテや公害苦情対応録の作成・管理等を行うための情報管理ツールであり、市民生活の安全・安心確保に向けた取組みである発生源監視を効果的かつ効率的に行ううえで重要なものである。 今年度、市の基盤システムが更新となり、環境監視情報システムもソフトウェアを含め、包括的な更新が必要となった。業務委託先として、本システムの元来の構築者である事業者でなければ、膨大な機密データの移行・紐づけや、予期せぬトラブル等への対応が困難である。 それらのことから、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」に基づき、本事業内容を公表し、受注者を募ったが、他に応じる事業者はいなかったため、ミシマ・オーエー・システム社と随意契約を締結したものの。	自治法施行令第2号	非公表（特命随意契約で、継続性がある	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局産業廃棄物対策課		093-582-2177			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度雑草等除去業務委託（一般）	アロー ほか9社	単価 117円/㎡	令和5年4月27日	本業務は主に空き地を所有する市民から委託を受けて行う業務であり、市内全域が対象となるため複数の依頼が重複した場合には同時に実施する必要があることから、一定の施工能力を有する複数の業者と契約するもので、競争入札を実施することが適当ではない。 また、契約する業者については、前年度の当該業務に係る委託料等を示して公募し、応募してきた業者のこれまでの業務実績を勘案して決定したものであり、本業務を支障なく遂行できる能力があると判断できる10業者に決定している。 なお、除草業務の単価を積算し4月1日に告示している。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性があるため）	単価契約 予定総額 22,200,000円
令和5年度雑草等除去業務委託（障害者就労支援）	株式会社福老 ほか4社	単価 117円/㎡	令和5年4月27日	本業務は主に空き地を所有する市民から委託を受けて行う業務であり、市内全域が対象となるため複数の依頼が重複した場合には同時に実施する必要があることから、一定の施工能力を有する複数の業者と契約するもので、競争入札を実施することが適当ではない。 また、契約する業者については、前年度の当該業務に係る委託料等を示して公募し、応募してきた業者のこれまでの業務実績を勘案して決定したものであり、本業務を支障なく遂行できる能力があると判断できる5業者に決定している。 なお、除草業務の単価を積算し4月1日に告示している。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性があるため）	単価契約 予定総額 1,800,000円

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先			環境局循環社会推進課		093-582-2187		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
剪定枝リサイクル業務	ホクザイ運輸株式会社	1,925,000	令和5年4月13日	本事業について、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認するための公募手続きに関する要綱」第2条の規定に基づき、他に本事業を履行できる者がいないかの確認の公示を令和3年4月1日～令和3年4月14日に実施した。 その結果、参加意志確認書提出の締切りまでに応募者がいなかったため、当該事業については、特定の者である「ホクザイ運輸株式会社」を契約の相手方とする。	自治法 施行令 第2号	1,932,700	
使用済電子機器回収ボックス等準備及び設置・撤去等業務委託	日本磁力選鉱株式会社	1,457,500	令和5年5月11日	1 本業務は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）」に基づき、実施している「小型電子機器等再資源化業務」にて設置されている小型電子機器回収ボックスの新規回収拠点への設置、一部の既存回収拠点の撤去並びに充電式電池等回収ボックスの併設を主とする業務である。 2 日本磁力選鉱株式会社は、本市を含むエリアを収集区域としている小型家電リサイクル法の認定事業者であり、唯一の市内事業者であるため、本市と長期継続契約である「令和5年度小型電子機器等再資源化業務（4～6月）」の受託者である。 3 小型電子機器回収ボックスの撤去にあたっては、撤去時に回収された小型電子機器を小型家電リサイクル法に基づき再資源化する必要がある。 上記の理由により、本業務を日本磁力選鉱株式会社が履行した場合、「令和5年度小型電子機器等再資源化業務（4～6月）」と一体的に履行することにより、委託期間の短縮が図れるとともに、円滑な業務の実施が可能となるため、特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第6号	1,486,100	
令和5年度小型電子機器等再資源化業務（7月～翌3月）	日本磁力選鉱株式会社	引渡し量1kg 当たり 274円/kg	令和5年6月28日	本業務は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、実施するものであるが、同法では、適正かつ確実にリサイクルできる者として国が認定した「認定事業者」に処理を実施させる仕組みとなっている。これに従い、市内唯一の認定事業である日本磁力選鉱株式会社に委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	単価契約 予定総額 3,276,900円

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局循環社会推進課		093-582-2187			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度充電式電池等選別業務	日本磁力選鉱株式会社	単価 160,000円/月 ほか	令和5年6月28日	今年度、小型電子機器回収ボックスと同施設に、充電式電池の回収ボックスを併設することとなったため、資源処理業務の効率化の観点から、同社に委託するものである。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 1,970,100円
令和5年度充電式電池等収集運搬業務	株式会社イマナガ	単価 165,000円/月 ほか	令和5年6月28日	株式会社イマナガは、本事業に先行して実施している使用済小型電子機器等の再資源化事業において、日本磁力選鉱株式会社のグループ企業として再委託を受け、回収した機器の選別および処理業者への引き渡し業務を担っている業者である。 今年度、小型電子機器回収ボックスと同施設に、充電式電池の回収ボックスを併設することとなったため、収集業務の効率化および費用削減の観点から、現在、小型電子機器の収集を行っている株式会社イマナガに委託するものである。	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 1,653,300円
剪定枝リサイクル業務	ホクザイ運輸株式会社	6,050,000	令和5年6月28日	本事業について、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認するための公募手続きに関する要綱」第2条の規定に基づき、他に本事業を履行できる者がいないかの確認の公示を令和3年4月1日～令和3年4月14日に実施した。 その結果、参加意志確認書提出の締切りまでに応募者がいなかったため、当該事業については、特定の者である「ホクザイ運輸株式会社」を契約の相手方とする。	自治法 施行令 第2号	6,052,200	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局業務課		093－582－2180			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州市ごみ処理手数料収納事務委託	池田商店ほか 313社	基本委託料15円 / (家庭ごみ大袋) 1セットほか	令和5年4月1日	本契約は本市が収集を行う家庭ごみ、資源化物（かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装）、粗大ごみに関するごみ処理手数料の収納事務（指定袋、粗大ごみ納付券の販売業務）を委託するものである。 市民の利便性を考慮し、身近なスーパーやコンビニエンスストア等で、指定袋及び粗大ごみ納付券が購入できるよう、市内における販売店の複数の経営者と契約しているものである。	自治法 施行令 第2号	92,027,880円	単価契約 予定総額 92,027,880円
プラスチック資源一括回収業務	株式会社広吉環境開発ほか 8社	60,494,940	令和5年9月29日	当該契約は、現在実施している「プラスチック製容器包装」と一緒に「製品プラスチック」を収集する業務である。 そのため、現在の委託業務を行っている事業者に委託しなければ履行出来ないのも、特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公開 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
分別収集物の再商品化業務委託（製品プラ）	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	単価 51.191円/kg 54.510円/kg	令和5年4月1日	分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化にあたっては、「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」の規定により、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容リ法」という。）」に基づく指定法人に委託する方法又は市町村が国から再商品化計画の認定を受けて実施する方法がある。 本市は国から再商品化計画の認定を受けておらず、「容リ法」に基づく指定法人は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のみである。 以上のことから、本業務を実施できるのは当該相手方以外にはないため、当該相手方と契約するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある）	単価契約 予定総額 29,404,287円
令和5年度焼却灰リサイクル処理業務委託	UBE三菱セメント株式会社九州工場	単価 20,000円/t	令和5年7月18日	本業務は、焼却工場から排出される本市の焼却灰について、従来全量を最終処分場で埋立処分としていたものを、一部資源化するものである。 焼却灰リサイクルを実施するにあたっては、①焼却灰は一般廃棄物であること。②廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を処分しなければならない、市内で発生した一般廃棄物である焼却灰については市内での処理が原則となること。③UBE三菱セメント株式会社九州工場は、市内に一般廃棄物処理施設を有し、焼却灰を処理・リサイクルできる唯一の許可業者であること。④同社が、平成24年度のリサイクル事業の開始以降、他都市焼却灰の適正な処理実績を有している。 以上のことから、本業務を実施できるのは当該相手方以外にはないため、当該相手方と契約するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある）	単価契約 予定総額 6,600,000円

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局施設課		093-582-2184			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度新日明工場土壌汚染対策管理業務委託	株式会社日明クリーンシステム	単価 22,700円/t	令和5年7月19日	株式会社日明クリーンシステムは、新日明工場建設事業の契約者であり、PFIとして実施する同事業遂行のために設立した特別目的会社（SPC）である。 新日明工場建設事業は、BOT方式のPFI事業であるため、所有権が移転する工事完了（R7年3月予定）までについては、工事に関する責任はSPCが有している。 新日明工場建設工事に伴って発生する汚染土壌の処分については、費用の負担を除いては、上記事業契約により、SPCが責任を負っている。 また、汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省）では、汚染土壌を上記区域から搬出するものは、その搬出に関する計画の内容を決定するものであり、その履行に関する内容を決定する責任を有している。 以上のことから、本業務を実施できるのは当該相手方以外にはないため、当該相手方と契約するもの。	自治法 施行令 第2号	単価 24,970円/t	単価契約 予定総額 149,820,000円

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局新門司工場		093－481－4727			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
新門司工場溶融炉付帯設備 他点検整備業務委託	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社	28,105,000	令和5年9月25日	本業務は、新門司工場溶融炉の安定運転に欠かすことの出来ない設備である、炉頂装入装置、送風管等の点検整備を行い、設備の性能維持を行うものである。点検整備を行うには、長期間連続運転に耐える信頼性の確保と市のごみ処理計画に影響を及ぼさないよう、限定された短期間で業務を完了することを最重要課題として実行しなければならない。本業務の主たる部分は、設備の損傷状況点検、健全度評価、異常時の対策提案であり、当該設備の構造を熟知している者でないと履行できない。日鉄環境エネルギーソリューション（株）は本設備を設計、製作した日鉄エンジニアリング（株）の整備部門であることから、設計、製作者でしか保有できない高度な知識・技術を有しており、短期間での確実な履行が可能な唯一の業者である。上記の理由により日鉄環境エネルギーソリューション（株）に特命とした。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局日明工場	093-581-7977				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
日明工場 純水装置整備委託	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社	3,074,500	令和5年7月10日	本業務は、純水装置の安定的な運転を確保するため、純水装置の点検、整備を行うものである。純水装置は、ボイラー設備の最重要設備であり、既設のハードウェア及びソフトウェアの内容、構造を熟知したものが実施しなければ、設備に重大な支障を生じる恐れがある。 本装置は、三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社が独自に開発したものであり、当該装置の内容、構造を熟知しており、当該業者以外の委託の履行は不可能であるため。	自治法 施行令 第2号	3,378,100	
日明工場 発信器点検整備委託	東芝E Iコントロールシステム株式会社	3,135,000	令和5年7月20日	本業務は、株式会社東芝製発信器の点検、整備を行うものである。発信器は、諸量を検出し、その値を信号に変換して受信計へ送る機械である。この値は運転の管理に使用されており、誤差が生じると、運転に多大な影響を及ぼすため、常時正確な動作が要求される。仮に、当該業者以外に点検を委託し、何らかの不具合が生じた場合、故障の原因特定は困難となるばかりか、メーカーの保証を受けられない。 東芝E Iコントロールシステム株式会社は、発信器のメーカーである株式会社東芝の保守サービス部門であり、当該装置の内容、構造を熟知しており、当該業者以外の当委託の履行は不可能であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある ため）	
日明工場 中央監視制御装置点検委託	東芝インフラシステムズ株式会社	5,830,000	令和5年9月8日	本業務は、工場の安定的な運転を確保するため、中央監視制御を構成するコンピューター及び通信伝送装置等の点検、動作確認並びに試運転立会を行うものである。本装置は、株式会社東芝が独自に開発したものである。そのため、既設のハードウェア及びソフトウェアの内容、構造を熟知したものが実施しなければ、設備に重大な支障が生じる恐れがある。仮に、東芝インフラシステムズ株式会社以外に点検を委託し、何らかの不具合が生じた場合、故障の原因特定は困難となるばかりか、メーカーの保証を受けられない。 東芝インフラシステムズ株式会社は、株式会社東芝の開発部門と保守サービス部門が合併した企業であり、当該装置の内容、構造を熟知しており、当該業者以外の委託の履行は不可能であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある ため）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年4月～令和5年9月契約分）

契約担当課・連絡先		環境局皇后崎工場		093-642-6731			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
皇后崎工場吸収式冷凍機保守点検業務委託	川重冷熱工業株式会社 福岡支店	1,650,000	令和5年4月12日	冷凍機は、複雑な制御による自動運転を行っており、製造者による点検整備を行わなければ、運転に支障をきたす恐れがある。 また、当該設備は工場運転に重要な電気設備の冷却に使用しており、運転が不可能になれば工場の稼働に大きな影響を及ぼす。 川重冷熱工業(株)は、当該設備の製造者であり、機器の構造や制御、点検に関する十分な知見を有している。 上記理由から、川重冷熱工業(株)に特命している。	自治法 施行令 第2号	非公表(特命随意契約で継続性がある)	
皇后崎工場蒸気タービン発電設備点検業務委託	川崎重工業株式会社九州支社	22,550,000	令和5年4月28日	本業務は、工場主要設備の蒸気タービンの点検を行うものであり、工場機能が停止する短い期間で、損傷状況点検、健全度評価、保安試験を行う内容であるため、当該設備に熟知し、専門的技術を有する者でないと履行不可能である。 川崎重工業(株)は当該設備を設計・製作したメーカーであり、他社では保有できない上記の技術を有しており、また短期間での確実な履行が可能である。 上記理由から、川崎重工業(株)九州支社に特命している。	自治法 施行令 第2号	非公表(特命随意契約で継続性がある)	
皇后崎工場ごみ投入検査機点検整備委託	カヤバCS株式会社	1,460,580	令和5年9月21日	ごみ投入検査機は、市民や業者の自己搬入ごみ検査に使用する装置であり、安全で確実な運用を行っていく必要がある。 一方で、特殊な装置のため、点検整備に当たっては、当該検査機の製造者しか持ちえない専門的知識や特殊技術が必要となる。 カヤバCS株式会社は、当該設備の製造者であり、機器の構造や制御、点検に関する十分な知見を有している。 上記理由から、カヤバCS株式会社に特命している。	自治法 施行令 第2号	1,653,300	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号